

八木崎町会・自主防災会規約

- 名称構成 第1条**
本会は八木崎町会・自主防災会と称し、町内に居住するものをもって構成する。
- 事務所 第2条**
本会の事務所は町会長宅に置く。
- 目的 第3条**
本会は、会員相互の福祉・親睦を旨とし、共存共栄を図り明朗なる八木崎町会の発展及び自主的な防災活動により、地震その他の災害（以下「地震等」という。）時に被害の未然防止、軽減を図ることを目的とする。
- 事業 第4条**
本会は、文化・旅行・体育・衛生（ゴミ5分別収集）・補導・防犯等と、自主防災を達成すべき各種事業を行う。
- 役員 第5条**
本会に次の役員を置く。
1. 会長 1名 2. 副会長 若干名 3. 区長 9名 4. 組長 各組より1名
5. 会計 2名 6. 監査 2名 7. 事務局 若干名 8. 総務 若干名
9. クリーン春日部推進員 10名 10. 保健推進員 3名 11. 防犯推進員 5名
12. 氏子総代 若干名 13. 交通安全指導員 3名
- 顧問 第6条**
本会に顧問・相談役を置くことが出来る。
会長は役員会の同意を得て、会長又は町会役員を勤めたもので功績のあった者を顧問及び相談役とすることが出来る。
- 役員の仕事 第7条**
会長は本会を代表し、その会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は其の職務を代理する。
組長は町会の執行機関となり事業運営に当る。
会計は会の出納に関する一切の事務を担当する。
監事は会の会計及び事業に関し監査を担当し、其の結果を会長並びに総会に報告しなければならない。
事務局は会の庶務全般に渡り文書の作成、書類の保管にあたる。
総務は町会の全般に渡り総務する。
クリーン春日部推進員は会員の環境衛生全般を担当し春日部市の環境浄化に当る。
保健推進員は会員の健康を保つに必要な検診その他の連絡、相談に応じる。
防犯推進員は町会内の犯罪防止につとめ会員が安心して生活できる環境整備に努力する。
氏子総代は、町内の氏子を代表し、神社の氏子総代となる。
交通安全指導員は町内の交通安全・事故防止の指導に当る。
- 会議 第8条**
会議は、会長が招集し、其の議長となる。会議は必要に応じ各役員会及び総会とする。
総会は、役員と町内の関連団体長をもって構成し、毎年4月に開催する。
会議の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

- 役員の任期 第9条**
役員の任期は、組長を除き2ヶ年とする。但し再選を妨げない。
補欠に依り、選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 役員の選出 第10条**
役員の選出は、次に定めるところによる。
選考委員を選び、その代表者に依って役員を選出する。
- 防災計画 第11条**
本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
防災計画は次の事項について定める。
(1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
(2) 防災知識の普及に関する事。
(3) 防災訓練の実施に関する事。
(4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関する事。
(5) その他必要な事項

- 会費 第12条**
会費は年額（1世帯当り）5,000円とする。
組長は会費を集め指定口座に振込納入する。また、納入に際し「納入者名簿」を作成し各区長に提出する。また期中での入会に際しては、9月末日までの入会者は年会費全額を、10月以降の入会者は年会費の半額を納入するものとする。但し、特別の事情のある者・公的扶助を受ける世帯に対しては、役員会の決議を経て会費を減免する事が出来る。
期中での脱会に際し、会費の返済は行わないものとする。

- 会計年度 第13条**
本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日迄とする。
- 表彰 第14条**
会員またはその家族が、八木崎地区の振興発展に顕著な業績を挙げられたときは表彰する。
(表彰候補者の推薦は、町会役員があたり、3役事務局会で選考する。)
- 規約変更 第15条**
本会の規約変更は、総会の決議に依る。
- 帳簿 第16条**
本会に左の帳簿を備える。
1. 会員名簿 1. 会計出納帳 1. 財産帳 1. 役員名簿 1. 議事録 1. 備品台帳

本会則は、平成7年8月1日より施行する。

改訂 平成15年4月1日より、会費 第12条を改訂施行。
平成18年4月1日より、第5条・第6条・第7条を改訂施行。